

一般社団法人 日本緩和医療薬学会 理事候補選出細則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人 日本緩和医療薬学会（以下、「本法人」という）の定款第23条に基づき、社員総会決議における理事候補選出に関して必要な事項を定める。

(選出方法)

第2条 理事は、社員による選挙及び理事会選任によって規定数の候補者を選出する。

(選出区)

第3条 理事選出時の選出区には特段の制限を設けない。

(定数)

第4条 理事の定数は、10名以上20名以内とする。

(任期)

第5条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終にあたる定時社員総会の終結時までとする

(選挙人)

第6条 選挙人は、選挙が行われる年度において社員である。

(理事選挙候補者)

第7条 以下の各号に該当しない社員は理事候補者となることができる。

- 一 未成年者、成年被後見人、または被保佐人
- 二 年度開始日をもって64歳以上の者
- 三 麻薬、覚せい剤等の中毒者
- 四 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終えてから2年以上経過しない者
- 五 心身の障害により、一般社団法人 日本緩和医療薬学会の理事業務に耐えないと現理事会が認める者
- 六 ハラスメント行為があった者
- 七 COIの取り扱いが不適切であった者
- 八 その他、違法行為または不正の行為があった者

(理事選挙立候補の方法)

第8条 理事に立候補する者は、選挙管理委員会が定めた期日までに、その旨を選挙管理委員会に届け出る。

2. 前項に定める届出は、所定の用紙を用いて、理事選挙候補者の氏名、所属施設名、年齢、職種、経歴、業績及び所信を記載する。

3. 選挙管理委員会は、選挙を行う14日前までに理事選挙候補者の氏名、所属施設名、年齢、職種、経歴、業績及び所信を記載した理事候補者の選挙広報を社員に公表する。

4. 理事立候補者数が職域ごとの定数を下回った場合は、当該職域の候補者全員を当選とする。

(選挙管理委員会)

第9条 理事候補の選挙を実施及び管理するために、理事選挙管理委員会（以下、選挙管理委員会という）を設置する。

2. 選挙管理委員長及び選挙管理委員は、理事長が一般会員の中から任命する。

(選挙の公示)

第10条 選挙に関する公示は、選挙が行われる2週間前までに行わなければならない。

2. 選挙管理委員会は、選挙人名簿を選挙終了2週間前までに公示する。

(投票)

第11条 投票は、選挙人1名につき職域別（病院薬剤師6票、薬局薬剤師3票、薬学研究者[その他の職種を含む]6票）の計15票の投票権を有する。原則的にインターネット投票法とし、希望者は郵送法による投票とする。

(開票)

第12条 開票は、選挙管理委員会が行う。

(当選者)

第13条 この選挙の当選者は、職域別に得票数の多い順から決定（病院薬剤師6名、薬局薬剤師3名、薬学研究者[その他の職種を含む]6名）し、最大15名を当選者とする。

2. 定数に達する順位の方が複数の時は、選挙管理委員会が抽選で決定する。

(結果の公示)

第14条 選挙管理委員会は、選挙結果を得票数とともに代表理事に報告しなければならない。代表理事は、選挙結果を公示しなければならない。

(理事会選任)

第15条 理事会は、当選者以外に本法人の活動に相応しい者を若干名理事候補者に選任することができる。

(選挙についての疑義)

第16条 理事選出に関して疑義が生じたときは、選挙管理委員会の審議・決定に従うものとする。

(細則の変更)

第17条 本細則は、理事会の議を経て変更することができる。

附則 平成26年9月1日から施行する。

附則 平成28年12月11日変更。平成28年12月11日から施行する。